

川崎市脱炭素ライフスタイル行動変容促進プロジェクト実施に係る業務委託 公募型プロポーザル実施要領

1 プロポーザルに付する事項

(1) 件名

川崎市脱炭素ライフスタイル行動変容促進プロジェクト実施に係る業務委託

(2) 履行場所

川崎市内

(3) 履行期限

契約締結日～令和9年3月31日

(4) 業務概要

ア 業務目的

市民の行動変容による CO₂ 削減貢献量について、正確な算定を行った具体的数値で示すとともに、その数値を用いた情報発信を行い、市民・事業者の行動変容を促進し、市域全体の脱炭素ライフスタイルの普及拡大を目指す取組として、「川崎市脱炭素ライフスタイル行動変容促進プロジェクト」を実施する。

この取組は、脱炭素に資する製品・サービスの社会実装を目指す上で、個人と企業の接点として重要な役割を果たす環境に配慮した「消費行動」にアプローチすることで、個人と企業の行動変容・取組促進を促すもので、具体的には、市民・事業者双方の脱炭素行動による CO₂ 削減貢献量をライフサイクル全体で可視化し、貢献している個人と企業の取組領域も具体的に示すことで、個人の行動がライフサイクル全体で大きな CO₂ 削減貢献に繋がることを目的とする。

イ 業務概要

- (ア) 行動変容施策の企画・実施
- (イ) 広報
- (ウ) データ収集・分析・効果検証
- (エ) 全体管理
- (オ) 成果品

ウ 委託金額の上限

総額 5,370,000 円（消費税相当額含む）

2 プロポーザル参加資格

このプロポーザルに参加を希望する事業者は、次の条件を全て満たす必要がある。

- (1) 川崎市契約規則第2条の規定に基づく資格停止期間中でないこと。
- (2) 川崎市競争入札参加資格者指名停止等要綱による指名停止期間中でないこと
- (3) 評価委員会実施時に、令和7・8年度川崎市業務委託有資格業者名簿に「99 その他業務 広告代

理店（99-08）」で登録されていること。

（4）過去5年間で、川崎市及び他官庁並びに民間のいずれかにおいて、本業務と類似する広報戦略の策定、PR等に係る業務の契約実績を有すること。

3 契約締結までのスケジュール（予定）

項目	月日
募集開始	6月15日（月）
参加意向申出書の提出期限	6月22日（月）午後5時必着
参加資格確認結果の通知	6月23日（火）
質問書の提出期限	6月24日（水）午後3時必着
質問回答	6月26日（金）
企画提案書の提出期限	7月6日（月）午後3時必着
評価委員会の開催	7月13日（月）
契約締結	7月13日（月）

4 実施事務手順

(1) 参加意向申出書の配布及び提出

このプロポーザルに参加を希望する場合は、次により参加意向申出書（様式1）及び類似業務の契約実績を証する書類を提出すること。

ア 配布・提出場所及び問い合わせ先

〒210-8577 川崎市川崎区宮本町1番地 川崎市役所本庁舎 20階
川崎市環境局脱炭素戦略推進室
担当：永山、安川
午前9時～午後5時（閉庁日及び正午～午後1時を除く）
電話：044-200-3871（直通）
FAX：044-200-3921
電子メール：30dtanso@city.kawasaki.jp

窓口に来られる際は、事前に電話にて連絡すること。

参加意向申出書（様式1）は上記窓口で配布するほか、川崎市ホームページからのダウンロードも可能。なお、類似業務の契約実績を証する書類について、様式の定めはない。

イ 配布期間

令和8年6月15日（月）～令和8年6月22日（月）

ウ 提出方法

電子メール<30dtanso@city.kawasaki.jp>

エ 提出期限

令和8年6月22日（月）午後5時**必着**

(2) 提案資格確認結果通知書の交付

参加意向申出書（様式1）を提出した者には、令和8年6月23日（火）までに提案資格確認結果通知書を電子メールにて送付する。

(3) 質問の受付

委託仕様書等に関する質問を受け付ける。

ア 質問方法

質問書（様式2）を電子メールにて提出すること。電子メールアドレスや担当者は、上記「4（1）ア」に記載のとおり。

※電話、FAXによる質問は受け付けません。

イ 受付期間

令和8年6月15日（月）～令和8年6月24日（水）午後3時**必着**

※受付期間を過ぎた質問については回答できないため、注意すること。

ウ 回答方法

令和8年6月26日（金）までに、全社に電子メールにて回答を送付する。

(4) 企画提案書等の提出

企画提案書、見積書、業務実績及び担当者の経験等を示す書類を次のとおり提出すること。

ア 提出書類

(ア) 企画提案書

- ・書式は任意とする。
- ・大きさ及び枚数は、A4 サイズ（横）で、片面 10 枚以内（表紙は含まず）とする。
- ・提案事業者名を記載しないこと。

(イ) 企画提案内容

- ・行動変容施策の企画提案
- ・行動変容数を集計できる施策の提案
- ・事業者、地域団体等との連携した施策の提案
- ・若者世代を活用した広報戦略
- ・KPI（行動変容数等）設定、効果測定、分析
- ・事業継続、展開性
- ・事業スケジュール
- ・業務全般の実施体制
- ・その他提案者が必要と認める事項

(ウ) 見積書

- ・書式は任意とする。
- ・見積額とその積算の根拠を示すこと。
- ・大きさ及び枚数は、A4 サイズで、枚数は任意とする。
- ・提案事業者名を記載しないこと。

(エ) 業務実績及び担当者の経験等を示す書類

- ・書式は任意とする。
- ・大きさ及び枚数は、A4 サイズで、枚数は任意とする。
- ・提案事業者名を記載しないこと。

イ 提出方法

電子メール<30dtanso@city.kawasaki.jp>

ウ 提出期限

令和 8 年 7 月 6 日（月）午後 3 時

期日までに電子メールにて提出すること。提出後速やかに、川崎市環境局脱炭素戦略推進室あてに必ず電話すること。データ容量が大きく添付できない場合は、電子メールにその旨を記載した上で川崎市環境局脱炭素戦略推進室あてに電話すること。

(5) 評価委員会の開催

川崎市脱炭素ライフスタイル行動変容促進プロジェクト実施に係る業務委託に係る企画提案書評価委員会（以下「評価委員会」という。）において、次の「評価の着眼点」に基づき、提案内容の審査及び評価を行い、受託者を特定する。

評価委員会では、企画提案書を使用し、持ち時間 20 分間でプレゼンテーションを行い、その後 10 分間の質疑を実施する。

ア 開催日時・場所

(ア) 開催日時 令和 8 年 7 月 1 3 日（月）の発注者が指定する時間

(イ) 開催場所 発注者が指定する場所

各社の開始時刻及び開催場所は、決定次第通知する。

イ 評価項目・配点

評価区分	評価項目	評価の着眼点
取組姿勢	①目的等の理解度	本業務の目的を理解し、本市の方向性と合致した提案であるか
企画提案内容	②ターゲット・ペルソナの設定	ターゲット・ペルソナ設定の方向性が具体的に示されているか
	③行動変容を促進させるためのアイデア・手法等	行動変容を促進させる、創意工夫を凝らした魅力的な提案が示されているか
	④若者世代を活用した広報戦略	若者の共感性・発信力を活用する等、魅力的な提案が示されているか
	⑤連携・地域資源の活用	事業者、学校、地域団体等との連携内容が具体的か、地域資源を活かした提案が示されているか
	⑥KPI（行動変容数等）設定、効果測定、分析	行動変容数などの KPI 設定が適切か、CO ₂ 削減貢献量の算定や効果検証と改善（PDCA）の仕組み等の提案が示されているか
将来的な実施方法	⑦事業継続、展開性	取組結果の継続性や取組結果をふまえて、市民・事業者の行動変容をどのように展開するか等について、魅力的な提案が示されているか
実施体制	⑧人員配置	本業務の遂行にあたり専門的な知見等を有しており、安定かつ確実に業務を遂行できる人員配置となっているか
経験・ノウハウ	⑨経験やノウハウ	実施にあたって、十分な経験（事業者との調整等）やノウハウを有しているか。
見積	⑩提案内容と見積書の整合性	提案内容と見積額とのバランスは取れているか

評価項目ごとに 5 点満点とし、絶対評価による客観的採点を行う。

ウ 順位の決定方法

各評価委員の採点を集計し、合計点により順位を決定。基準点を満点の6割以上とし、基準点を超えた提案者について適正と判断する。

なお、同点の企画提案が複数あった場合には、委員の協議により順位を決定する。

エ 注意事項

(ア) 当日は、事務局で用意するモニターを使用できます。ただし、端末（パソコン等）は各自で持参すること。

(6) 審査結果の通知

評価委員会における審査結果を電子メールにて通知する。

(7) 契約締結

評価委員会において受託者として特定された者と、本業務にかかる契約締結の協議を行い、契約を締結する。なお、受託者は契約書を作成すること。

契約保証金については、川崎市契約規則第33条各号に該当する場合は免除となるが、それ以外の場合は契約金額の10パーセントを納付する必要がある。

5 その他

(1) 提出書類の変更の禁止

提出された書類の内容を変更することはできません。

(2) 応募の辞退

参加資格確認結果通知書交付後に、応募を辞退することになった場合には、辞退届（様式3）を令和8年7月6日（月）午後3時まで以上記「4（1）ア」に持参または郵送（書留郵便等の配達記録が残る方法に限る）すること。

ただし、郵送の場合は令和8年7月6日（月）午後3時必着とする。

(3) 虚偽の記載をした場合

提出書類に虚偽の記載があった場合には、失格とする。

(4) 提出書類の取扱い

提出書類は理由の如何を問わず返却しない。

(5) 費用負担

応募に関して必要となる費用は応募者の負担とする。

(6) その他

ア 川崎市が必要と認める場合には、追加資料の提出を求めることがある。

イ 応募が1社の場合でも評価委員会を開催し、受託者としての適否を判断する。

ウ 手続において使用する言語及び通貨は、日本語及び日本国通貨に限る。

エ 当該入札に関しては、事情により入札を取りやめる場合がある。

6 各種書類提出先・問い合わせ先

担 当：川崎市環境局脱炭素戦略推進室 永山、安川

住 所：〒210-8577 川崎市川崎区宮本町1番地 川崎市役所本庁舎20階

電 話：044-200-3871

F A X：044-200-3921

メール：30dtanso@city.kawasaki.jp